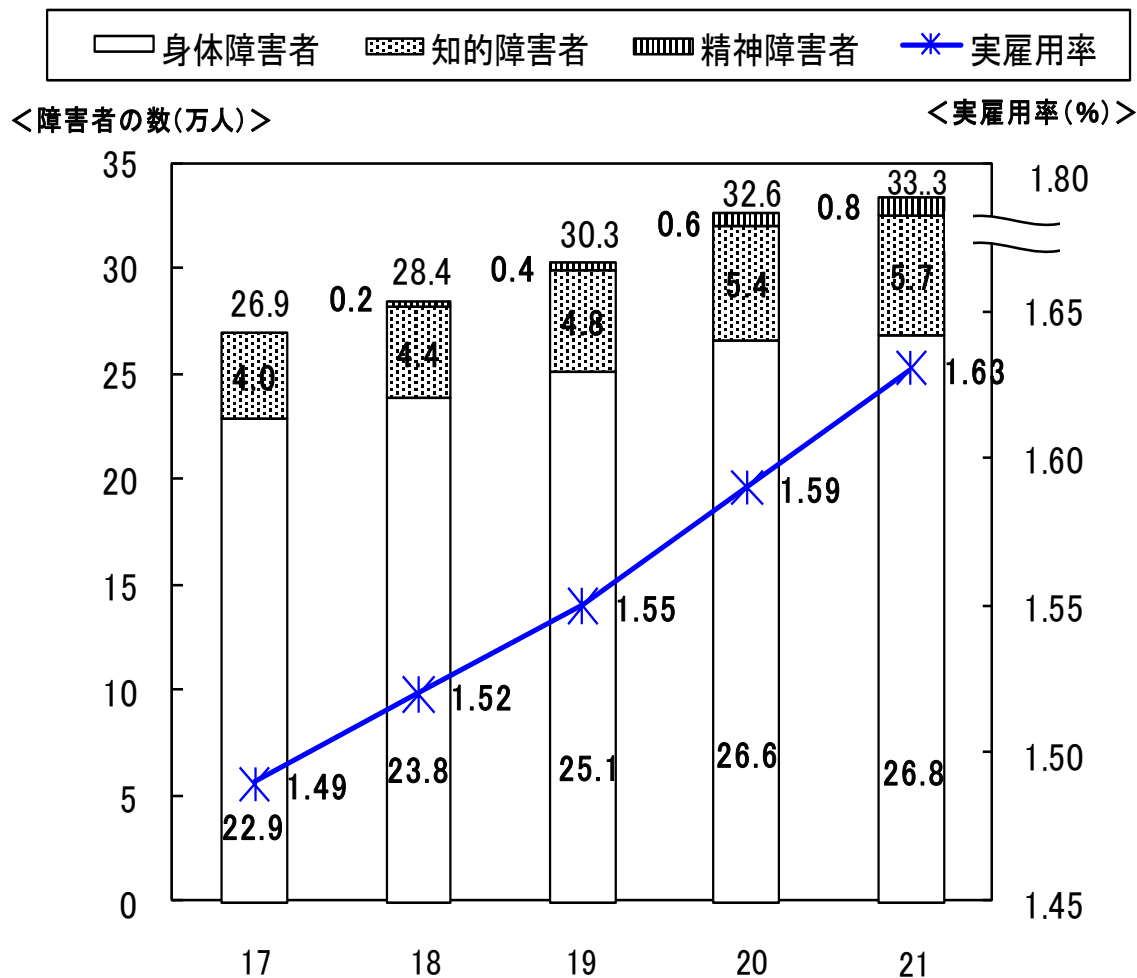


障害者の就労支援について

平成22年3月

厚生労働省 職業安定局

障害者雇用の状況(障害者の雇用数)



※ 毎年6月1日現在の企業からの障害者雇用状況報告による(56人以上の規模の企業)

(注)

「障害者の数」は以下の者の合計。

身体障害者(重度身体障害者はダブルカウント)
 知的障害者(重度知的障害者はダブルカウント)
 重度身体障害者である短時間労働者
 重度知的障害者である短時間労働者
 精神障害者(短時間労働者は0.5カウント)

(参考)

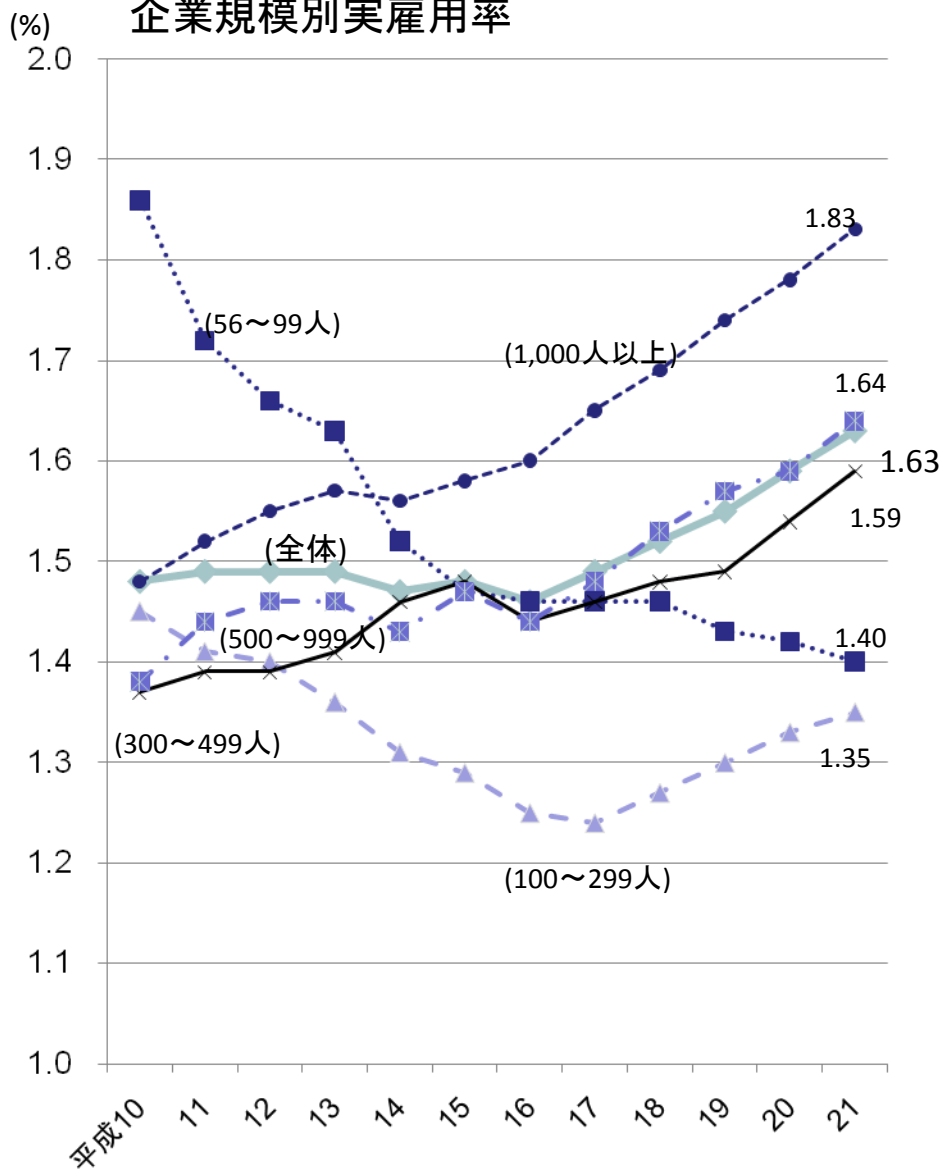
5人以上の規模の企業において
 雇用される障害者数

約44.8万人

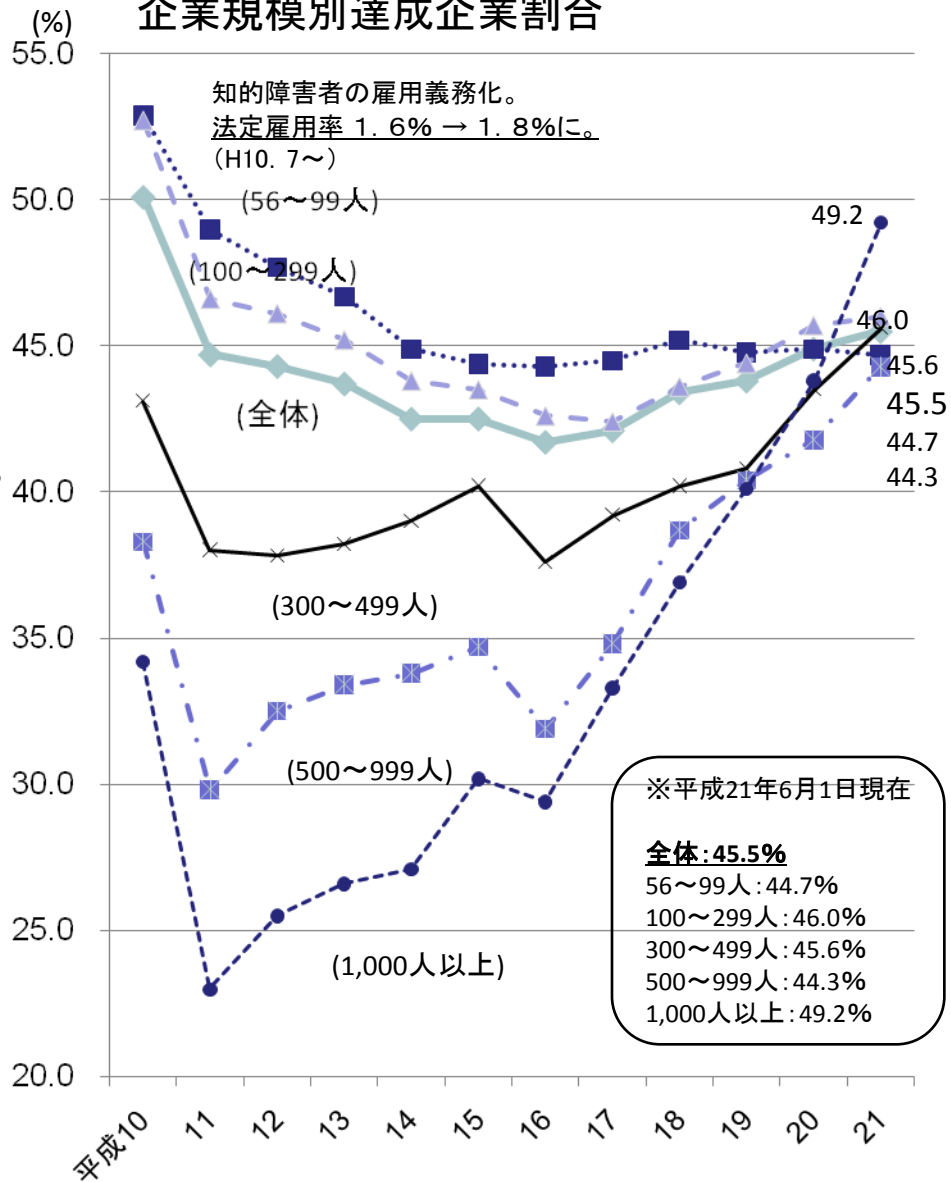
[平成20年度障害者雇用実態調査による推計]

民間企業における障害者雇用状況（企業規模別）

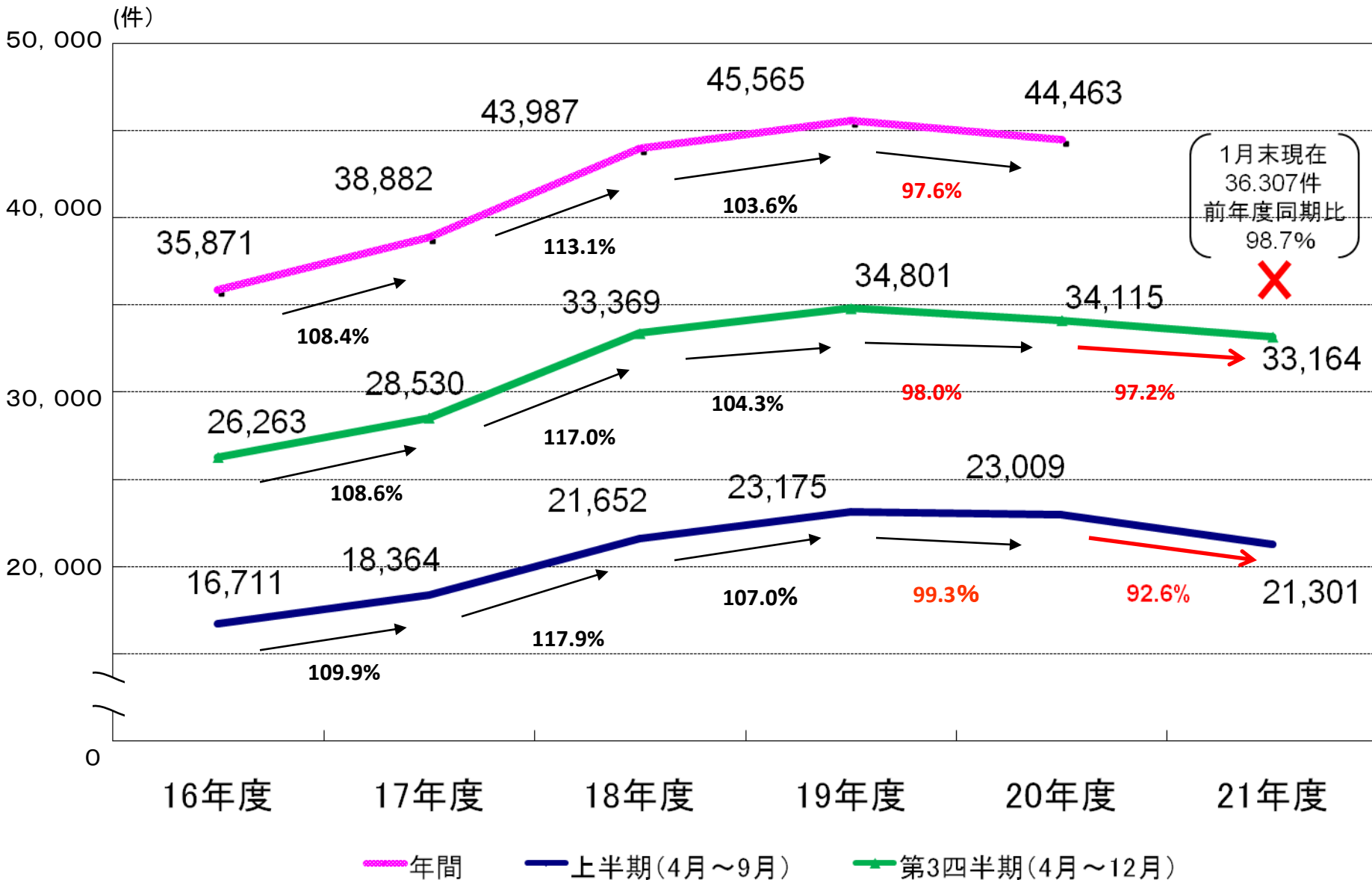
企業規模別実雇用率



企業規模別達成企業割合



○ ハローワークにおける障害者の就職件数の推移



○ ハローワークにおける障害者の就職件数は、ここ数年、前年度比10%程度の伸びを続けてきたところであるが、一般の雇用情勢の影響等により、19年度後半からその伸びが鈍化し、**20年度以降減少傾向**に転じている。

障害者の職業紹介状況(障害種類別)

(単位:人)

	新規求職申込件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
15年度	88,272 (2.6)	62,450 (△0.7)	17,602 (6.6)	7,799 (24.0)	421 (36.7)
16年度	93,182 (5.6)	63,305 (1.4)	18,953 (7.7)	10,467 (34.2)	457 (8.6)
17年度	97,626 (4.8)	62,458 (△1.3)	20,316 (7.2)	14,095 (34.7)	757 (65.6)
18年度	103,637 (6.2)	62,217 (△0.4)	21,607 (6.4)	18,918 (34.2)	895 (18.2)
19年度	107,906 (4.1)	61,445 (△1.2)	22,273 (3.1)	22,804 (20.5)	1,384 (54.6)
20年度	119,765 (11.0)	65,207 (6.1)	24,381 (9.5)	28,483 (24.9)	1,694 (22.4)

	就職件数				
	障害者計	身体障害者	知的障害者	精神障害者	その他
15年度	32,885 (16.0)	22,011 (15.2)	8,249 (13.5)	2,493 (31.9)	132 (45.1)
16年度	35,871 (9.1)	22,992 (4.5)	9,102 (10.3)	3,592 (44.1)	185 (40.2)
17年度	38,882 (8.4)	23,834 (3.7)	10,154 (11.6)	4,665 (29.9)	229 (23.8)
18年度	43,987 (13.1)	25,490 (6.9)	11,441 (12.7)	6,739 (44.5)	317 (38.4)
19年度	45,565 (3.6)	24,535 (△3.7)	12,186 (6.5)	8,479 (25.8)	365 (15.1)
20年度	44,463 (△ 2.4)	22,623 (△ 7.8)	11,889 (△ 2.4)	9,456 (11.5)	495 (35.6)

※ ()内は前年度比(差)

新規求職申込件数及び就職件数は年度(期間)内の累計

障害者雇用促進法の概要

【目的】 障害者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障害者の職業の安定を図ること。

事業主に対する措置

雇用義務制度

事業主に対し、障害者雇用率に相当する人数の身体障害者・知的障害者の雇用を義務づける

- 民間企業1. 8%
- 国、地方公共団体、特殊法人等2. 1%
- 都道府県等の教育委員会2. 0%

※1 大企業等において、障害者を多数雇用する等一定の要件を満たす会社（特例子会社）を設立した場合、企業グループでの雇用率適用も認めている。
 ※2 精神障害者（手帳所持者）については、雇用義務の対象ではないが、各企業の雇用率（実雇用率）に算定することができる。

納付金制度

納付金・調整金

障害者の雇用に伴う事業主の経済的負担の調整を図る

- 障害者雇用納付金（雇用率未達成事業主） 不足1人 月額5万円徴収（常用労働者301人以上）
- 障害者雇用調整金（雇用率達成事業主） 超過1人 月額2万7千円支給（常用労働者301人以上）

※ この他、300人以下の事業主については報奨金制度あり

（障害者を4%又は6人のいずれか多い人数を超えて雇用する場合、超過1人月額2万1千円支給）

・上記のほか、在宅就業障害者に仕事を発注する事業主に対する特例調整金・特例報奨金の制度がある。（在宅就業障害者支援制度）

各種助成金

障害者を雇い入れるための施設の設置、介助者の配置等に助成金を支給

- ・障害者作業施設設置等助成金
- ・障害者介助等助成金
- ・重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金 等

障害者本人に対する措置

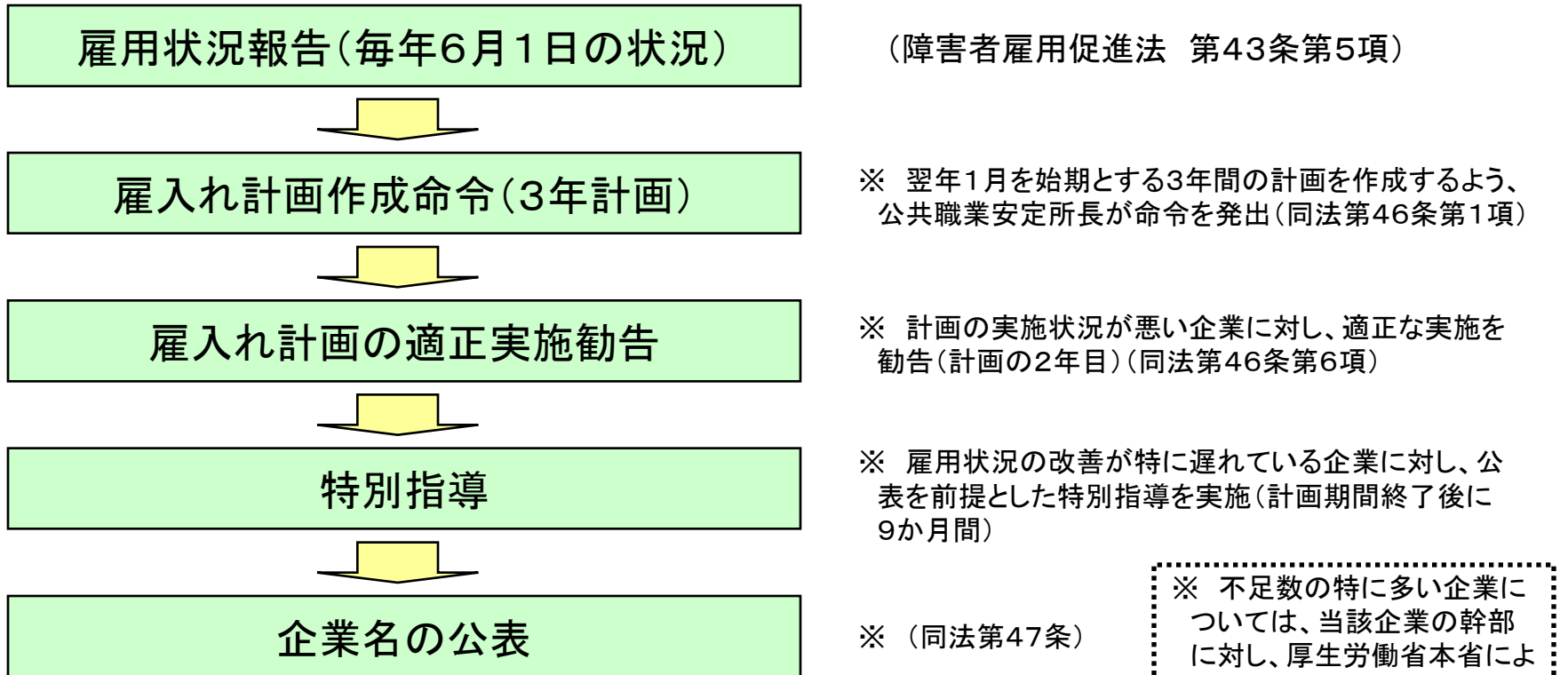
職業リハビリテーションの実施

地域の就労支援関係機関において障害者の職業生活における自立を支援＜福祉施策との有機的な連携を図りつつ推進＞

- ハローワーク(全国558か所)
障害者の態様に応じた職業紹介、職業指導、求人開拓等
- 地域障害者職業センター(全国47か所)
専門的な職業リハビリテーションサービスの実施（職業評価、準備訓練、ジョブコーチ等）
- 障害者就業・生活支援センター(全国205か所)
就業・生活両面にわたる相談・支援

障害者雇用率達成指導の流れ

実雇用率の低い事業主については、下記の流れで雇用率達成指導を行い、「雇入れ計画」の着実な実施による障害者雇用の推進を指導している。



指導実績

- 平成20年度の実績
 - 「雇入れ計画作成命令」の発出 373社
 - 雇入れ計画の「適正実施勧告」 313社
 - 「特別指導」の実施 46社
- 雇入れ計画を実施中の企業 2,016社(20年度末現在)
- 企業名の公表
 - 平成3年度 4社、15年度 1社、16年度 1社、17年度 2社、18年度 2社、19年度 3社(うち1社は再公表)、20年度 4社

障害者の雇用を支援するための施策

障害者の雇用の促進を図るため、**障害者雇用率制度に基づく事業主への雇用率達成指導**や、**障害特性等に応じたきめ細かな職業相談・職業紹介**の実施、障害者雇用納付金制度の運用に加え、次のような雇用支援策を実施することにより、障害者本人や障害者を雇用する事業主を支援する。

1 「トライアル雇用」による障害者雇用のきっかけづくり

（障害者試行雇用事業）

障害者に関する知識や雇用経験がない事業所に対し、障害者を試行的に雇用する機会を付与し、本格的な障害者雇用に取り組むきっかけづくりを進める事業。

※平成21年度 9,500人 （平成20年度 9,500人）

2 職場適応援助者（ジョブコーチ）による支援

知的障害者や精神障害者など職場での適応に課題を有する障害者に対して、職場適応援助者（ジョブコーチ）を事業所に派遣し、きめ細かな人的支援を行うことにより、職場での課題を改善し、職場定着を図る。

*主な支援内容

○障害者向け...職場内コミュニケーション、作業遂行力の向上支援など

○事業主向け...職務内容の設定、指導方法に関する助言など

※ジョブコーチ配置数 970人 （平成21年3月末現在）

3 就業面と生活面における一体的な支援

（障害者就業・生活支援センター事業）

障害者の職業生活における自立を図るため、身近な地域において雇用、保健、福祉、教育等の地域の関係機関のネットワークを形成し、就業面と生活面にわたる一体的な支援を行う事業。

*主な支援内容

①就業支援...就業に向けた準備支援（職業準備訓練、職場実習のあっせん）、求職活動、職場定着支援など障害特性を踏まえた雇用管理に関する助言

②生活支援...生活習慣形成、健康管理等の日常生活の自己管理に関する助言住居、年金、余暇活動など生活設計に関する助言など

※平成21年度 265センター（平成20年度 206センター）

4 障害者の態様に応じた多様な委託訓練

企業、社会福祉法人、NPO法人、民間教育訓練機関等の地域の多様な委託訓練先を開拓し、様々な障害の態様に応じた公共職業訓練を実施

※平成21年度 9,550人 （平成20年度 8,150人）

5 関係機関の「チーム支援」による、福祉的就労から一般雇用への移行の促進（地域障害者就労支援事業）

就職を希望する障害者に対し、ハローワークを中心に福祉等の関係者からなる「障害者就労支援チーム」による、就職の準備段階から職場定着までの一貫した支援を実施

6 福祉施設・特別支援学校における、企業ノウハウを活用した就労支援の促進（障害者就労支援基盤整備事業）

障害者雇用実績のある企業のノウハウを活用したセミナーを実施する等により、福祉施設の職員、特別支援学校の生徒、保護者及び教職員の一般雇用についての理解の促進、雇用支援策に関する理解・ノウハウの向上を図る。

7 在宅就業障害者に対する支援

在宅で就業する障害者等に仕事を発注する企業に対して障害者雇用納付金制度における特例調整金等を支給

障害特性に応じたきめ細やかな主な支援施策

精神障害者

①精神障害者の特性に応じた支援策の充実・強化

段階的に就業時間を延長しながら常用雇用を目指す「精神障害者ステップアップ雇用奨励金」の活用や、ハローワークにおける「精神障害者就職サポーター」の配置、「医療機関等との連携による精神障害者ジョブガイダンス事業」の実施等により、精神障害者の特性に応じた支援を実施。

②精神障害者に対する総合的雇用支援

地域障害者職業センターに専任の精神障害者担当カウンセラーを配置して支援体制を強化し、主治医等との連携の下、新規雇入れ、職場復帰、雇用継続に係る総合的な支援を実施。

③精神障害者雇用安定奨励金(仮称) (平成22年度新規)

精神障害者の雇用を促進するとともに職場定着を図るため、カウンセリング体制の整備等、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った事業主に対し、奨励金を支給。

発達障害者

①若年コミュニケーション能力要支援者就職プログラム

ハローワークにおいて、発達障害等の要因により、コミュニケーション能力に困難を抱えている求職者について、その希望や特性に応じて、専門支援機関である地域障害者職業センターや発達障害者支援センター等に誘導するとともに、障害者向けの専門支援を希望しない者については、きめ細かな個別相談、支援を実施。

②発達障害者の就労支援者育成事業

発達障害者支援関係者等に対し、就労支援ノウハウの付与のための講習会及び体験交流会を実施するほか、事業所に発達障害者を職場実習の形で受け入れてもらうことにより、雇用のきっかけ作りを行う体験型啓発周知事業を実施。

③発達障害者雇用開発助成金

発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に実施。

難病がある人

①難治性疾患患者雇用開発助成金

難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告する事業主に対する助成を試行的に実施。

②難病者の雇用管理に関する情報提供の実施

「難病の雇用管理のための調査・研究事業」(平成16～18年度)の研究成果を踏まえ、疾患別の雇用管理ガイドライン等に関するサイトを作成し、就職活動や就業上の配慮についての情報提供を実施。

③難病患者就労支援事業

障害者の就労支援策を参考に、都道府県や難病相談・支援センターが中心となって難病患者への就労支援事業を実施・評価し、国はその実施状況を把握した上で各都道府県に還元し、各都道府県独自の取組を促進。

(担当：健康局疾病対策課)

共通して利用できる支援施策

- ① ハローワークにおける職業相談・職業紹介
- ③ 職場適応援助者(ジョブコーチ)支援事業

- ② 障害者試行雇用(トライアル雇用)事業
- ④ 障害者就業・生活支援センター事業

労働・雇用分野における 障害者権利条約への対応について

1 障害者権利条約

- 障害者権利条約は、障害者の権利及び尊厳を保護・促進するための包括的・総合的な国際条約（平成18年12月採択。我が国は平成19年9月に署名。平成21年11月末現在の批准国は英・仏・独等を含む74カ国。）
- 我が国においては、平成21年12月に内閣府に設置された、「障がい者制度改革推進本部」において、その批准に必要な国内法の整備について検討することとされている。


2 労働・雇用分野における条約上の要請

- 労働・雇用分野においては、締約国に対し、
 - ① あらゆる形態の雇用に係るすべての事項に関し、
障害を理由とする差別を禁止すること
 - ② 職場における**合理的配慮の提供を確保**すること
 - ③ **苦情に対する救済についての障害者の権利を保護**すること
等を担保するための措置を採るべきことを求めている。

3 厚生労働省における対応

平成21年7月 「労働・雇用分野における障害者権利条約への対応の在り方に関する研究会」において
中間整理取りまとめ

平成21年10月以降 [労働政策審議会障害者雇用分科会において、検討中\(5回開催\)](#)



今後は、「障がい者制度改革推進本部」における条約批准のための検討状況に合わせて、障害者雇用促進法における対応ができるよう、引き続き労働政策審議会障害者雇用分科会において検討を進めていく予定。